

# **石川町地域公共交通計画**

**令和5年3月策定**

**令和8年5月改訂**

**石川町**

## － 目 次 －

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| <b>1. 計画の概要</b>                         | <b>1</b>  |
| 1-1 計画の役割と趣旨                            | 1         |
| 1-2 計画の目的                               | 1         |
| 1-3 計画の位置づけ                             | 1         |
| 1-4 計画の区域                               | 2         |
| 1-5 計画の期間                               | 2         |
| 1-6 計画の体系                               | 3         |
| <b>2. 前計画の評価</b>                        | <b>4</b>  |
| 2-1 計画に基づき実施した主な取組の概要                   | 4         |
| 2-2 基本目標の達成状況評価                         | 7         |
| 2-3 前計画の評価（アンケート結果）                     | 10        |
| 2-4 前計画の評価（総括）                          | 11        |
| <b>3. 公共交通における現状と課題</b>                 | <b>12</b> |
| 3-1 課題1：地域の将来像の実現に向けた公共交通施策の連携強化        | 12        |
| 3-2 課題2：少子高齢化への対応                       | 13        |
| 3-3 課題3：残存する交通不便地域                      | 14        |
| 3-4 課題4：公共交通機関同士の乗継利便性の向上               | 15        |
| 3-5 課題5：地域の公共交通に対するニーズに対応した再編           | 15        |
| 3-6 課題6：公共交通の情報提供・案内の充実化                | 16        |
| 3-7 課題7：財政負担の増加                         | 16        |
| <b>4. 計画の基本方針</b>                       | <b>17</b> |
| 4-1 本町の公共交通が目指す将来像                      | 17        |
| 4-2 計画の基本方針                             | 18        |
| <b>5. 公共交通の役割と方向性</b>                   | <b>19</b> |
| <b>6. 計画の目標</b>                         | <b>22</b> |
| <b>7. 目標を達成するために行う事業及び実施主体</b>          | <b>23</b> |
| 7-1 基本方針1：まちづくりや広域連携と一体となった持続可能な交通体系の構築 | 24        |
| 7-2 基本方針2：地域に応じた交通システム導入                | 24        |
| 7-3 基本方針3：すべての人がわかりやすい・使いやすい交通環境の形成     | 25        |
| 7-4 基本方針4：様々な主体と協働・連携した共に創る交通まちづくりの推進   | 26        |
| <b>8. 計画の推進体制</b>                       | <b>27</b> |
| 8-1 関係する主体と基本的な役割                       | 27        |
| 8-2 推進・管理体制                             | 27        |
| 8-3 実施計画の検討・策定                          | 28        |
| 8-4 施策の推進方法                             | 28        |

# 1. 計画の概要

## 1-1 計画の役割と趣旨

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく計画で、「地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿」を明らかにし、「まちづくりの取組との連携・整合」を確保する「地域公共交通の基本計画」としての役割を果たす計画となる。

本計画に基づき、地域公共交通に関する取組を計画的に推進することで、地域の交通資源を有効に活用し、持続可能な地域公共交通の形成を図る。

## 1-2 計画の目的

石川町における地域特性や地域公共交通の現状・課題などを踏まえ、地域が目指す将来像を実現する上で地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、地域住民の生活と移動を支援し、基本的な方針、目標及び施策体系を示し地域公共交通の持続可能な提供の確保に資することを目的とする。

## 1-3 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「石川町第6次総合計画」におけるまちづくりの将来像（目指すまちの姿）である「共に創る幸せ実現のまち」の実現に向けて、地域公共交通のマスタープランとして策定する。

また、まちづくりや健康・福祉、教育といった他分野における各種計画との連携を図りながら、将来像の実現に向けた取組を進める。

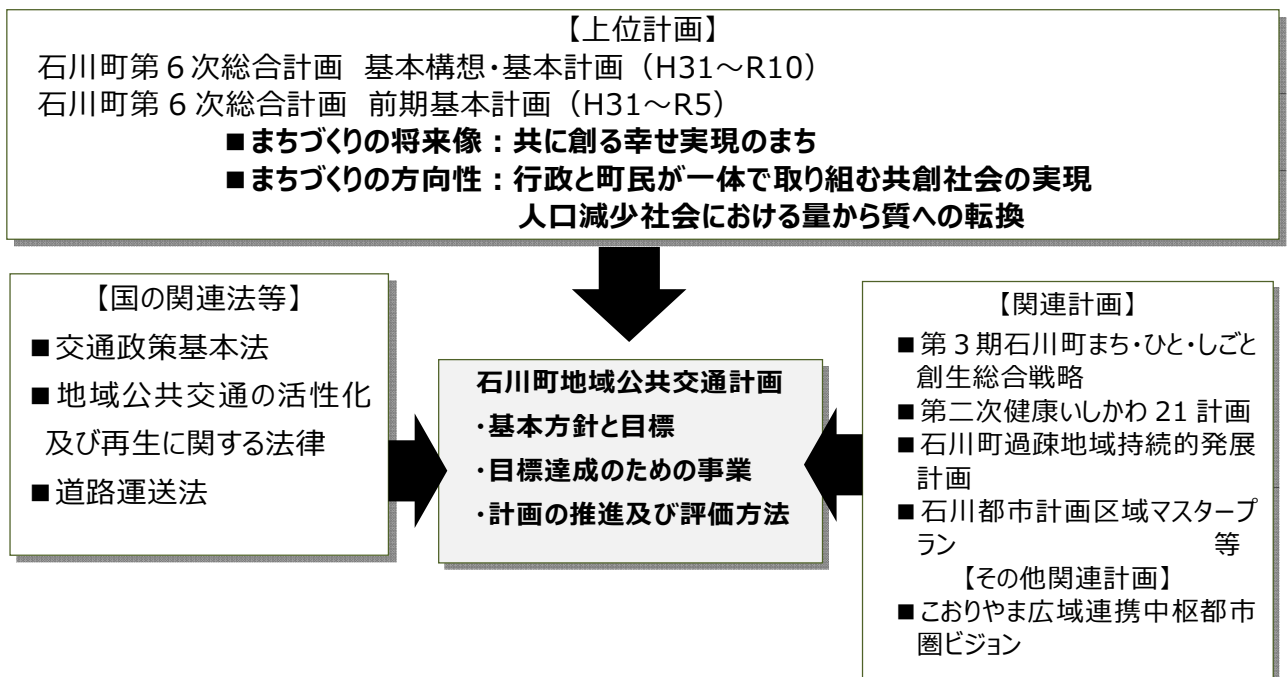


図 計画の位置づけ

## 1-4 計画の区域

本計画の区域は石川町全域とする。

また、町民の日常生活における移動特性・ニーズ等を踏まえ、広域的に連携するために周辺市町村と適宜協議・調整を図る。

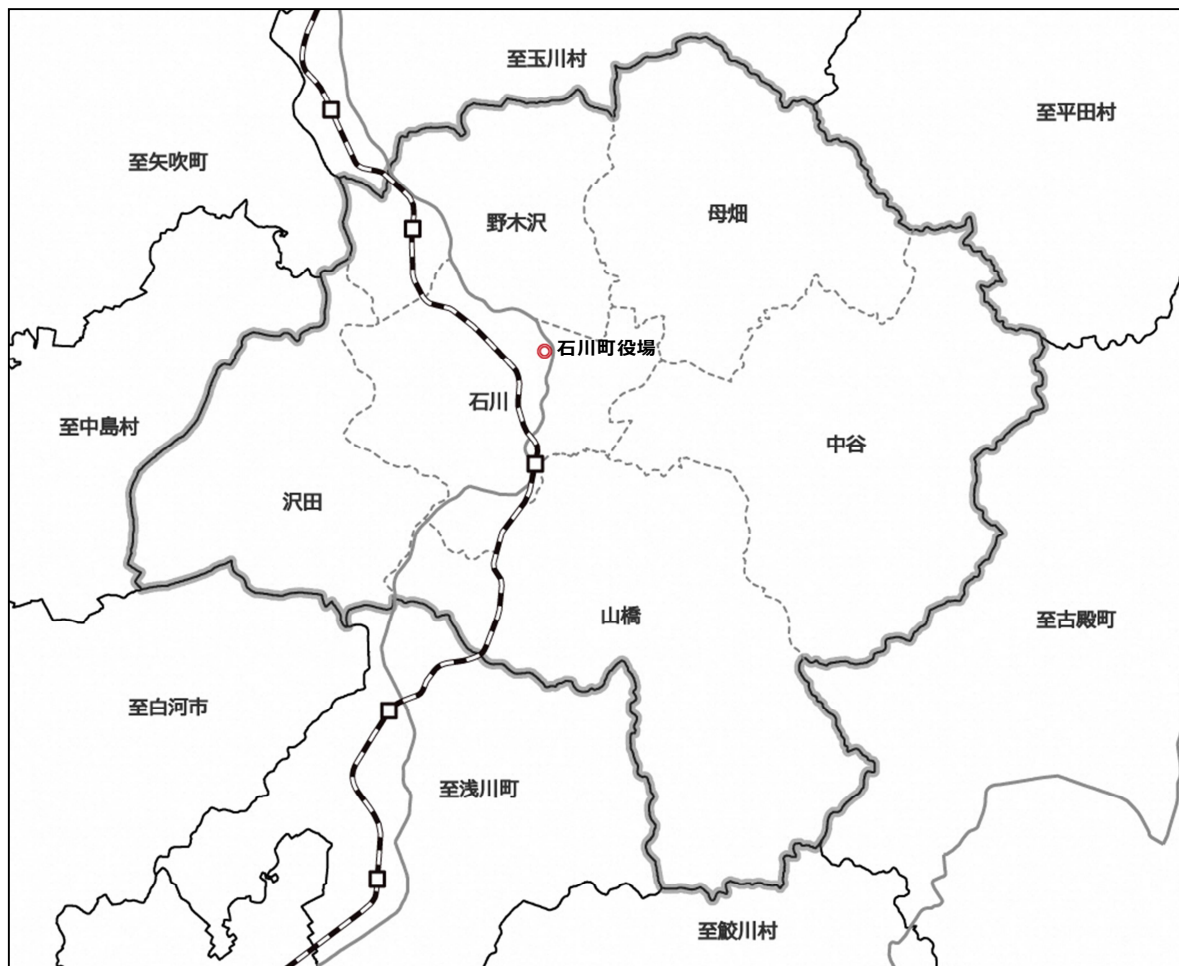


図 計画の区域

## 1-5 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「石川町第6次総合計画」の計画期間との整合を考慮し、「令和5年度から令和10年度までの6年間」とする。

|                  | 年度   | H31    | R2 | R3 | R4 | R5 | R6     | R7 | R8 | R9 | R10 |
|------------------|------|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|-----|
| 第6次総合計画          | 基本構想 |        |    |    |    |    |        |    |    |    |     |
|                  | 基本計画 | 前期基本計画 |    |    |    |    | 後期基本計画 |    |    |    |     |
| 地域公共交通網形成計画(前計画) |      | H29~R4 |    |    |    |    |        |    |    |    |     |
| 地域公共交通計画         |      |        |    |    |    |    | R5~R10 |    |    |    |     |

## 1-6 計画の体系

本計画の体系は、以下のとおりとしている。

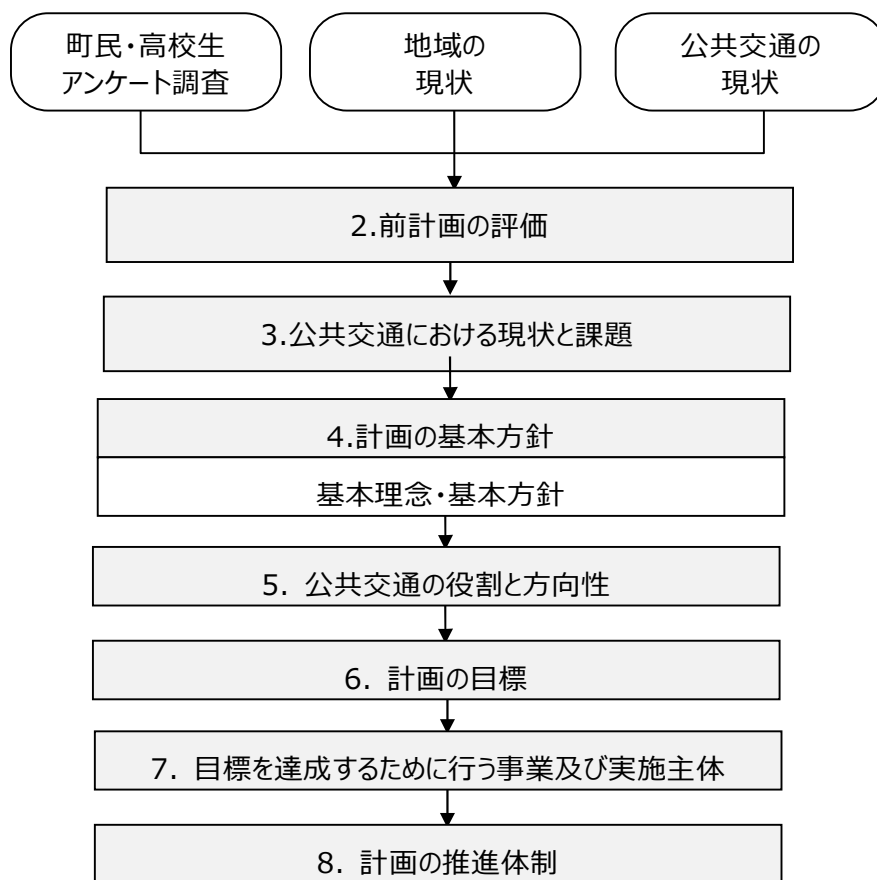


図 計画の体系

## 2. 前計画の評価

平成 29 年 3 月に策定した「石川町地域公共交通網形成計画」では、『みんなが主役となり、町民協働による持続可能な交通まちづくり～「交通」で「まち」をつなぎ、広域連携を目指したコンパクト＋ネットワークを形成～』を基本方針（目指すべき将来像）に以下の 4 つの基本目標を設定し、取組を推進してきた。

**基本目標 1 広域連携・まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築**

**基本目標 2 誰でも安心して外出でき、地域に応じた交通システム導入による再編**

**基本目標 3 誰もがわかりやすく・使いやすい交通環境づくり**

**基本目標 4 様々な主体と協働・連携し、みんなが主役の交通まちづくりの推進**

ここでは、計画に設定した取組の主な実施結果を確認するとともに、基本目標の達成状況を確認、さらには住民アンケートを通じた地域住民の評価を基に、前計画の実施状況を評価した。

### 2-1 計画に基づき実施した主な取組の概要

#### (1) 買い物支援ミニバス実証運行（交通不便地域解消プロジェクト）

- 令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで、沢田、山橋、中谷、母畑、野木沢の 5 地区を対象とした買い物支援ミニバスの実証運行を実施。
- 上記 5 地区の高齢者（75 歳以上）を対象に、事前予約・ドアツードア型で買物拠点となるメガステージ石川まで 1 日 2 往復運行。
- 令和 5 年 2 月時点における 3 ヶ月の利用状況を見ると、59 人の登録と累計 194 人の利用があり、引き続き利用状況の確認や運行評価を実施。



図 買い物支援ミニバス実証運行

## (2) 石川町高齢者タクシー料金・温泉利用料金助成(みんなが主役・協働推進プロジェクト)

- 令和2年度より、高齢者の移動手段の確保を目的として80歳以上の高齢者を対象にタクシー料金の助成を実施。
- 令和3年度では、健康増進を目的とした温泉施設利用料金の助成、令和4年度では交通事故防止と交通弱者支援の観点から、65歳以上の運転免許自主返納者に対する対象拡充を実施するなど、充実化に向けた見直しを適宜実施。

表 利用状況

|       | 申請者数 | 申請率   | タクシー利用数 |
|-------|------|-------|---------|
| 令和2年度 | 582人 | 30.8% | 3,298回  |
| 令和3年度 | 662人 | 35.8% | 3,274回  |

## (3) 中心部循環バス「キララまちなか循環バス」実証運行(公共交通再編プロジェクト)

- 平成30年11月～平成31年1月の3カ月にわたり、前計画に位置付けられた「ゾーンバスシステム」の導入検討のため、中心部を循環する「キララまちなか循環バス」実証運行を実施。
- 実証運行期間中274人の利用(1便当たり利用者0.5人、1日当たり利用者1.6人)  
→新たな運行区間への一定の需要が確認された一方、需要そのものは小さく、継続的な運行が困難であるとの結果となった。

### キララまちなか循環バス 実証実験を行います

月曜～金曜  
祝日・年末年始を除く

平成30年11月1日(木)～平成31年1月31日(木)運行!!

**実証実験の目的**  
本実証実験は、石川地方における公共交通の再編と、住民サービスの向上を目的とし、新たな交通システムを検討するため、石川町内を循環するバスの実証実験を行います。

**ご利用方法**

- 乗降場所でお待ちください。(福島交通のバス停を利用)**
  - ご利用になりたい時間に間に合うように、バス停まで向かってください。
  - 「キララまちなか循環バス」と表示されたバスに乗りしてください。
  - 【ご注意】通常の路線バスとお間違えの無いようご注意ください。
  - 「循環バスが利用できる乗降場所は中画をご覧ください」**
- 運賃は1日(乗り放題)300円です。**
  - 循環バスから降車する際に、運賃をお支払ください。
  - 1日乗車券(終日乗り放題)と引き換えいたします。
- 1日乗車券の提示で、循環バスに乗り放題!!**
  - 1日乗車券は、同じ日であれば何度でも利用できます。
  - 複数回の利用でお得に循環バスが利用できます。

**！ 利用上のご注意。**

- ◆1日乗車券を紛失された場合は**再発行できません。**
- ◆1日乗車券の**譲渡・複製・転売は禁止**です。
- ◆1日乗車券は「キララまちなか循環バス」に限り利用できます。

### 例えばこんな使い方

**午前からお出かけ**

8:40頃 自宅を出発 → 8:51頃 石川営業所バス停 乗車 → 8:54頃 新町四つ角バス停 降車

●循環バスを待ちください ●降車時に運賃300円をお支払ください ●「1日乗車券」を受け取ってください

11:20頃 目的地 到着 (役場・買物施設など) → 11:15頃 鹿ノ坂バス停 降車 → 11:11頃 三戸橋バス停 乗車 → 9:00頃 目的地 到着 (診療所・商店街など)

●役場での手続きや買物施設へ立ち寄り ●「1日乗車券」が利用できます。降車時提示してください。 ●町中心部の診療所で午前の診療を受診

14:40頃 役場バス停 乗車 → 14:51頃 石川営業所バス停 降車 → 15:00頃 自宅に到着

●「1日乗車券」が利用できます。降車時提示してください。

ご不明な点等がございましたら、石川町までお問い合わせください。  
石川町 地域づくり推進課 0247-26-9114

#### (4) 沢田デマンド交通(沢田地区予約型乗合タクシー)実証運行(交通不便解消プロジェクト)

- 平成 30 年 11 月～12 月の 2 カ月にわたり、前計画に位置付けられた「小需要に対応した予約制交通の導入検討」のため、沢田地区を対象に「沢田デマンド交通」実証運行を実施。
- 2 カ月の実証運行期間中、3 日で 5 便を運行、計 5 名が利用（乗合利用無し）。

### 沢田デマンド交通

(沢田地区予約型乗合タクシー)  
実証実験を行います

平成30年11月1日(木)～12月28日(金)運行!!

**デマンド交通とは?**  
路線バスのような決まった時間ではなく、利用者の予約によって運行する乗り合いの公共交通です。実証実験では、利用状況などを検証し、本格運行を検討します。

**ご利用方法 ※事前登録が必要です**

1 事前に「利用者登録」をします。  
「利用者登録申請書」を沢田自治センターへ提出してください。  
※10月広報紙と一緒に申請書を配布しました。(沢田地区のみ)  
沢田行政区域長に協力いただき、10月上旬に戸別に回収に向いますので、希望される方はご提出ください。

2 利用の予約をします。(前日の午後4時まで)  
ご利用の際は、予約時に以下の内容をお話ください。

- 登録番号 ●乗車場所名
- お名前 ●降車場所名
- 行きの時間 ●帰りの時間

※登録番号○○○の石川ですが、行きは7時の便で、沢田自治センターから石川駅まで、帰りは13時の便でお乗りいただきます。  
8時10分頃に沢田自治センターに帰ります。

※運行時刻・乗降場所は中画をご確認ください

**受付予約 三光タクシー 0120-26-2207 (午前9時～午後4時)**

3 予約した乗車場所でお待ちください。  
利用登録証を持参し、指定された時間までに乗車場所でお待ちください。

**1乗車(片道) 500円**  
◆未就学児無料◆  
(必ず保護者が同乗してください)

**！利用上のご注意！**  
◆同じ便に複数の予約があった場合は乗り合いとなるため、迂回して目的地まで運行します。  
予約人数に応じて到着時刻が前後する可能性があります。  
◆予約の時間を10分過ぎても乗車されない場合は、キャンセルしたとみなします。  
◆乗降場所は、あらかじめ決められた乗降場所（沢田自治センター等）に限ります。  
◆ご自宅までは乗りつけできません。

利用登録証 NO. 申請書

登録証を発行 申請書を提出

沢田自治センター

### 例えばこんな使い方

**沢田地区デマンド交通**

7:50 便  
ご自宅を出発  
徒歩、ご家族の送迎など

8:00 便  
乗車場所到着  
デマンド交通が来るまでお待ちください

8:30 便  
錦城石川駅到着  
降車時に乗賃500円をお支払いください

14:10 便  
ご自宅に到着  
徒歩、ご家族の送迎など

14:00 便  
降車場所到着  
降車時に乗賃500円をお支払いください

13:30 便  
錦城石川駅出発  
デマンド交通にお乗り換えください

**キララまちなが循環バス**

8:40 便 (往4～ト)  
錦城石川駅出発  
(循環バスにお乗り換えください)

8:54 便  
目的地(新緑の森公園)  
買い物、通学先など、目的地へ

13:09 便 (往4～ト)  
錦城石川駅到着  
デマンド交通が来るまでお待ちください。  
駅内待合室が利用できます

### 乗り換え時刻表

沢田地区から錦城石川駅へ (おでかけ用)

| 沢田地区デマンド交通 |        | 乗り換え | キララまちなが循環バス |       |
|------------|--------|------|-------------|-------|
| 石川駅発       | 石川駅着予定 |      | 石川駅発        |       |
| 1 便        | 7:50   | →    | 右ルート        | 8:40  |
|            |        | →    | 左ルート        | 9:20  |
| 2 便        | 9:30   | →    | 右ルート        | 10:20 |
|            |        | →    | 左ルート        | 11:00 |

錦城石川駅から沢田地区へ (おかえり用)

| キララまちなが循環バス |       | 乗り換え | 沢田地区デマンド交通 |       |
|-------------|-------|------|------------|-------|
| 右ルート        | 石川駅着  |      | 3 便        | 石川駅発  |
|             | 13:15 | →    |            | 13:30 |
| 左ルート        | 14:20 | →    | 4 便        | 14:30 |

ご不明な点等がございましたら、石川町までお問い合わせください。  
石川町 地域づくり推進課 0247-26-9114

## 2-2 基本目標の達成状況評価

### (1) 基本目標1：広域連携・まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築

- 「基本目標1：広域連携・まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築」の指標としている「公共交通の運行カバー率」については、令和4年度値は53.4%と平成28年現況値と比較して一部路線バスの見直し等（その他統計年の変化等）により向上が見られたものの、目標値として設定していた70%には届かず、未達成となった。

| 指標          | 現況値<br>(H28) | 目標値<br>(R4) | 令和4年度値 |     |
|-------------|--------------|-------------|--------|-----|
| 公共交通の運行カバー率 | 46.6%        | 70.0%       | 53.4%  | 未達成 |

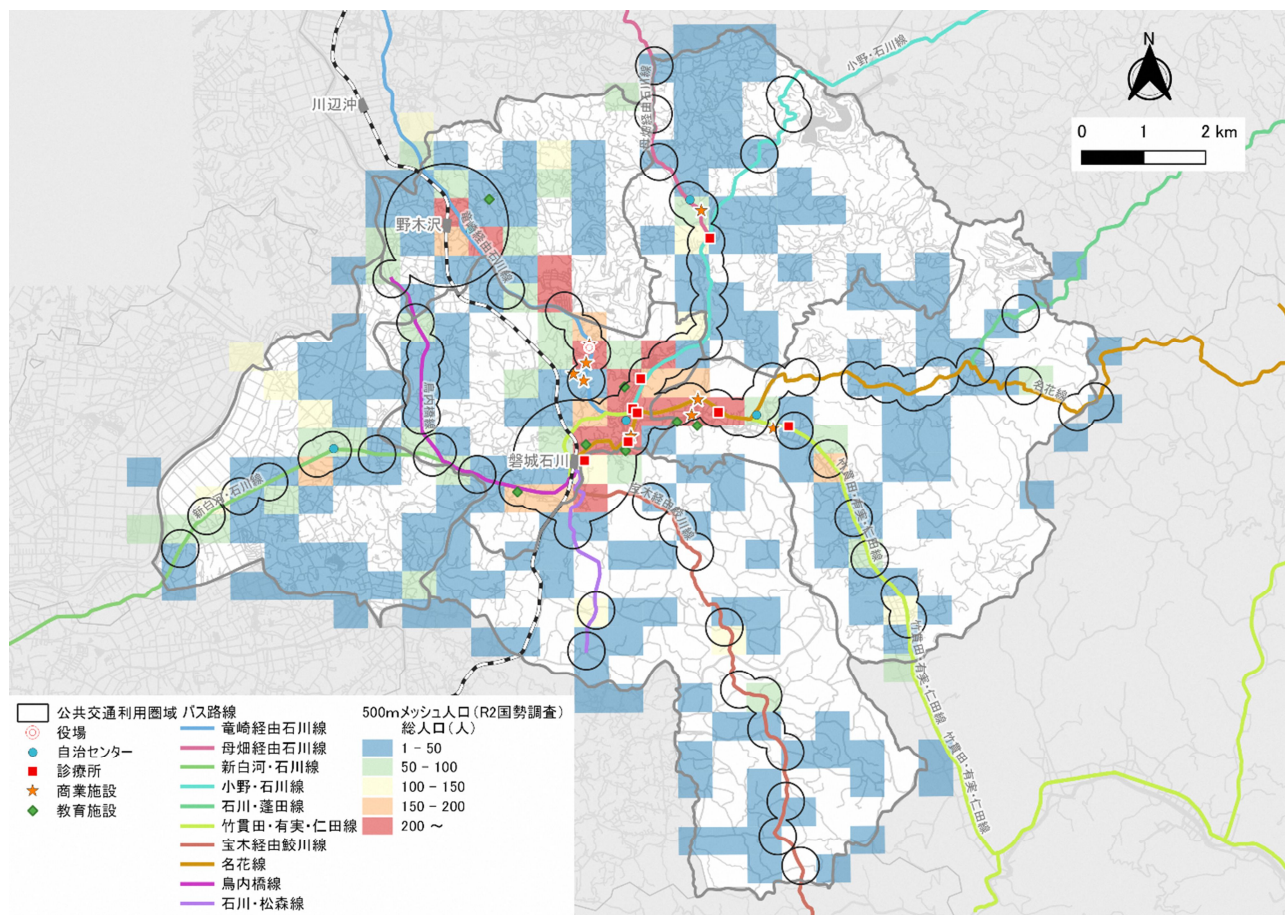


図 石川町の交通不便地域

## (2) 基本目標2:誰でも安心して外出でき、地域に応じた交通システム導入による再編

- 「基本目標2：誰でも安心して外出でき、地域に応じた交通システム導入による再編」の指標としている「町民の公共交通の利用率」については、令和4年度値は7.0%と平成28年現況値と比較して低下する結果となり、未達成となった。
- なお、アンケート調査より把握した公共交通未利用理由を見ると、公共交通の運行方法等に加え、新型コロナウイルス感染症に起因した未利用も2割近くを占め、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響を受けている事が想定される。

| 指標          | 現況値<br>(H28) | 目標値<br>(R4) | 令和4年度値 |     |
|-------------|--------------|-------------|--------|-----|
| 町民の公共交通の利用率 | 11.7%        | 13.0%       | 7.0%   | 未達成 |

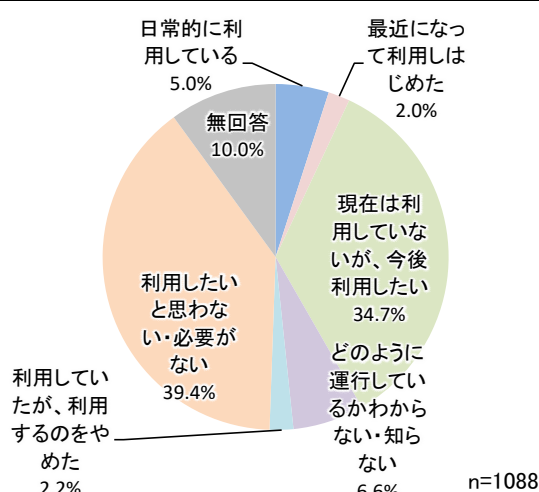


図 町民の公共交通の利用率

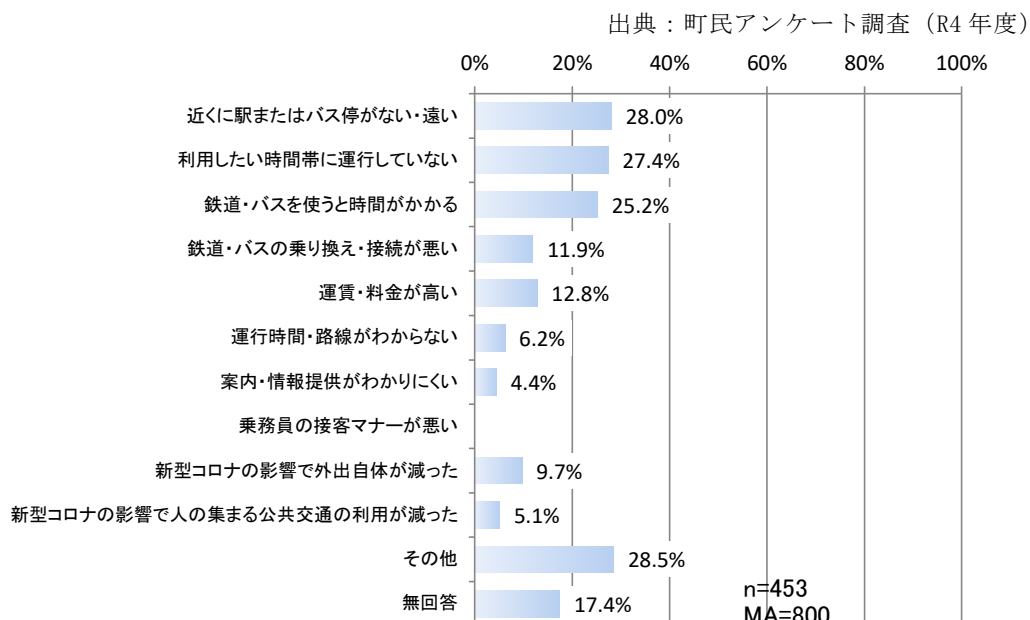


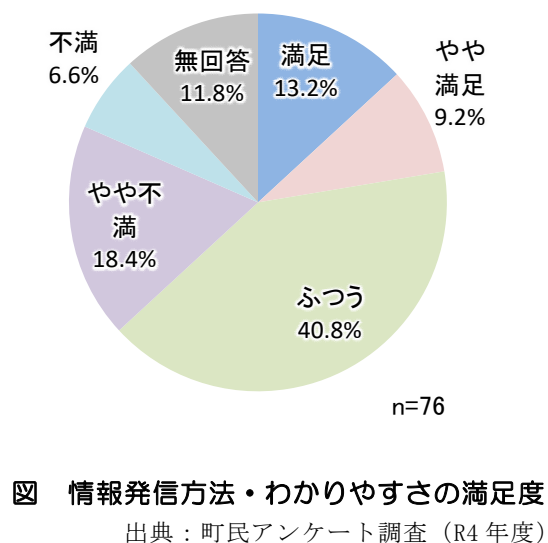
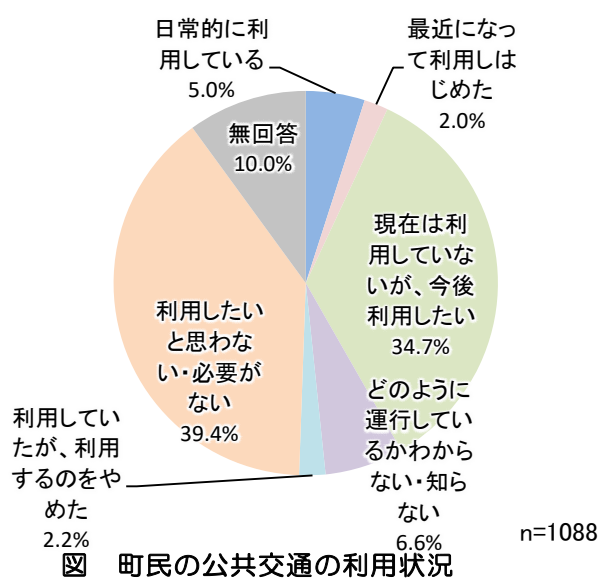
図 公共交通未利用理由

出典：町民アンケート調査（R4年度）

### (3) 基本目標3:誰もがわかりやすく・使いやすい交通環境づくり

- 「基本目標 3：誰もがわかりやすく・使いやすい交通環境づくり」の指標としている「公共交通施策の認知度」については、令和 4 年度値は 6.6%と、平成 28 年現況値と比較して減少しているものの、目標値となる 5.0%には届かず、未達成となった。
- また、「情報発信方法・わかりやすさの満足度」については、令和 4 年度値は 25.0%と平成 28 年現況値と比較して不満に感じる割合は減少しているものの、目標値として設定していた 20.0%には届かず、両目標ともに未達成となった。

| 指標                                     | 現況値<br>(H28) | 目標値<br>(R4) | 令和 4 年度値 |     |
|----------------------------------------|--------------|-------------|----------|-----|
| 公共交通施策の認知度<br>(どのように運行しているかわからない割合の減少) | 8.3%         | 5.0%        | 6.6%     | 未達成 |
| 情報発信方法・わかりやすさの満足度<br>(不満に感じる割合の減少)     | 29.1%        | 20.0%       | 25.0%    | 未達成 |



### (4) 基本目標4:様々な主体と協働・連携し、みんなが主役の交通まちづくりの推進

- 「基本目標 4：様々な主体と協働・連携し、みんなが主役の交通まちづくりの推進」の指標としている「地域協働事業の実施件数」については、令和元年に 2 回開催したものの、それ以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあって未開催となり、未達成となった。

| 指標                                       | 現況値<br>(H28) | 目標値<br>(R4) | 令和 4 年度値 |     |
|------------------------------------------|--------------|-------------|----------|-----|
| 地域協働事業の実施件数<br>(地域公共交通の利用方法についての説明会開催件数) | 0 件          | 3 件         | 2 件      | 未達成 |

## 2-3 前計画の評価(アンケート結果)

- 公共交通の各種変化について、住民アンケート結果を見ると、6割前後の方は「かわらない・よくわからない」と回答、良くなったとの回答は1割前後に留まるなど、計画の実施による変化を実感している町民は限定的となっていることが確認された。
- 項目の中でも、路線バスに関連する項目（運行本数、運行時間等）については、良くなったとの回答が少ない状況にある。

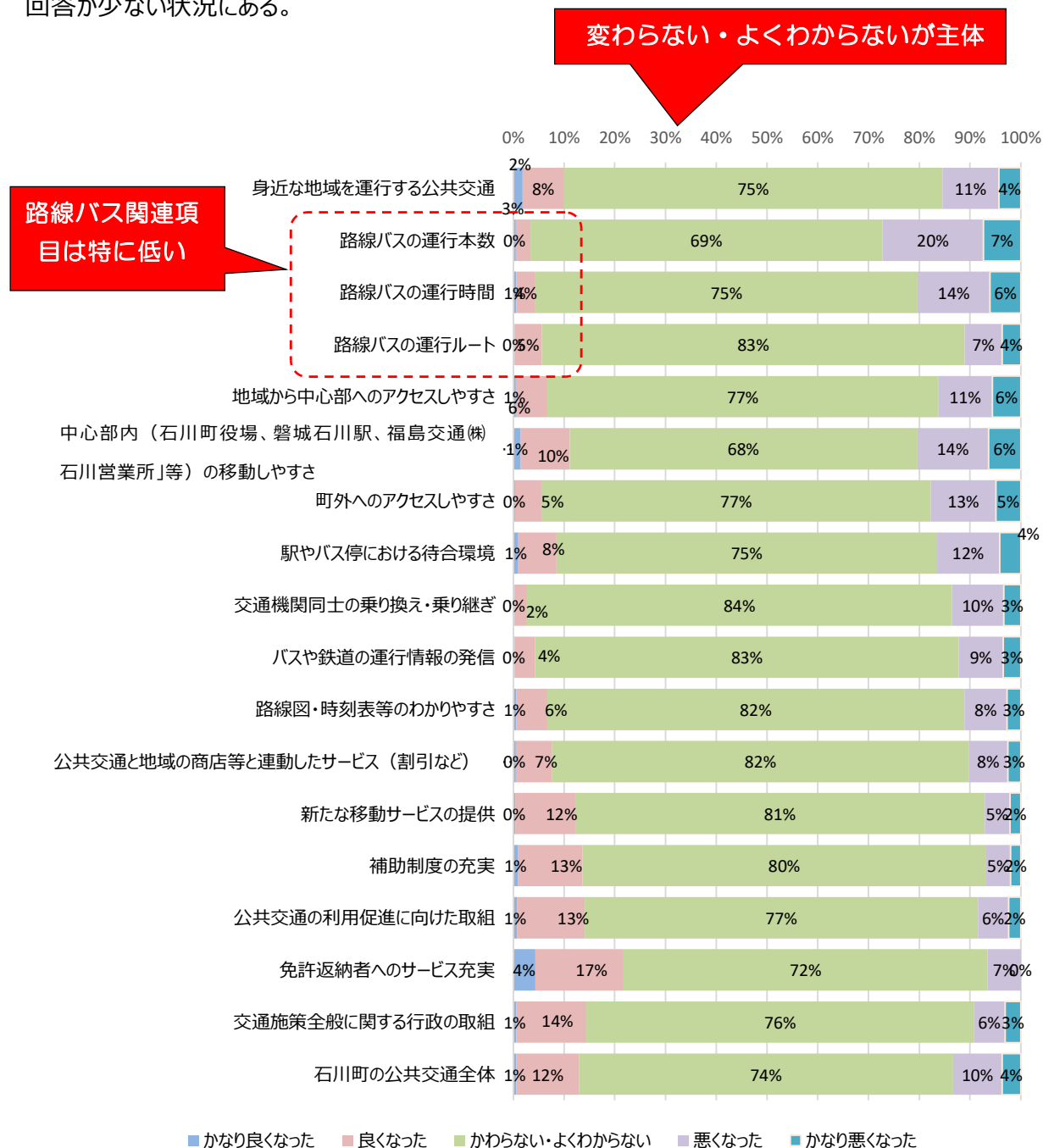


図 計画時点と比較した時の変化の実感

出典：町民アンケート調査（R4年度）

## 2-4 前計画の評価(総括)

### 前計画の評価

- 前計画の策定以降実施している「買い物支援ミニバス実証運行」をはじめとした各種実証運行の実施により、公共交通再編に向けた各種取組の効果や地域ニーズの把握に向けた取組（関連して、各地域との意見交換会など地域住民とのコミュニケーションや情報発信等を合わせて実施）を推進してきた。
- ただし、計画期間後半では、新型コロナウイルス感染症の影響で取組の実施自体が限定的となり、特に、公共交通の利用促進に向けた情報発信に関連した各種取組については、新型コロナウイルス感染症の性質上（外出自粛、密の回避等）、積極的な展開が図られない結果となった。
- その結果、前計画にて設定した基本目標については、一部では指標値自体の向上が図られるなど、計画時点からの向上は確認されたものの、結果として、すべての目標が設定目標に対して未達成の結果となった。
- さらに、地域住民からも、計画策定時点との変化について、「変わらない・よくわからない」の回答が6割前後を占める結果となり、地域住民も公共交通の改善を実感していない（または認知していない）状況が確認された。

### ＜前計画の評価の視点から見た今後の対応方針＞

- 町としては、前計画における基本方針や取組施策の重要性の認識は変わっておらず、今回策定する新たな計画においても、引き続き、現計画における基本方針の達成や積み残した取組の実現に向けて、最新の地域ニーズなどを反映させながら取り組んでいくことを基本とする。

### 3. 公共交通における現状と課題

本町の地域特性及び公共交通の現状について、各種資料や町民アンケート調査、前計画の評価結果等を踏まえ整理・分析した結果から導かれる本町の公共交通における課題について、7項目に分類して整理した。

#### 3-1 課題1:地域の将来像の実現に向けた公共交通施策の連携強化

- 「石川町第6次総合計画」に掲げる、将来都市像「共に創る幸せ実現のまち」、まちづくりの方向性「行政と町民が一体で取り組む共創社会の実現」、「人口減少社会における量から質への転換」の実現に向けて、施策・事業を進めている。
- 総合計画において基本目標「都市機能が充実したまち」の実現に向けた施策として、「地域特性及び町民の移動特性・ニーズに対応した公共交通体系の構築」が位置付けられている。具体的には「周辺市町村との「広域連携軸」と本町の「まちづくり」との整合が取れた地域公共交通の再編」、「各交通体系の役割明確化」、「誰でも安心して外出できる交通システムの検討」、「誰もがわかりやすく・使いやすい交通環境づくり」といった項目が掲げられている。
- また、関連計画となる「石川町過疎地域持続的発展計画」では、「交通空白地域、不便地域を解消し、高齢者の外出支援など交通弱者への対応を図るため、小需要型に対応する乗合タクシーやデマンド型交通、高齢者タクシーチケット支援などの地域に適した交通体系創出」といった、具体的な取組に言及している。
- 総合計画や各種関連計画に基づきまちづくりが進められる中で、本町のあり方や住民のニーズも変化しており、公共交通施策間の連携強化によるまちの将来像の実現を支える「地域公共交通ネットワーク」の形成が課題となっている。

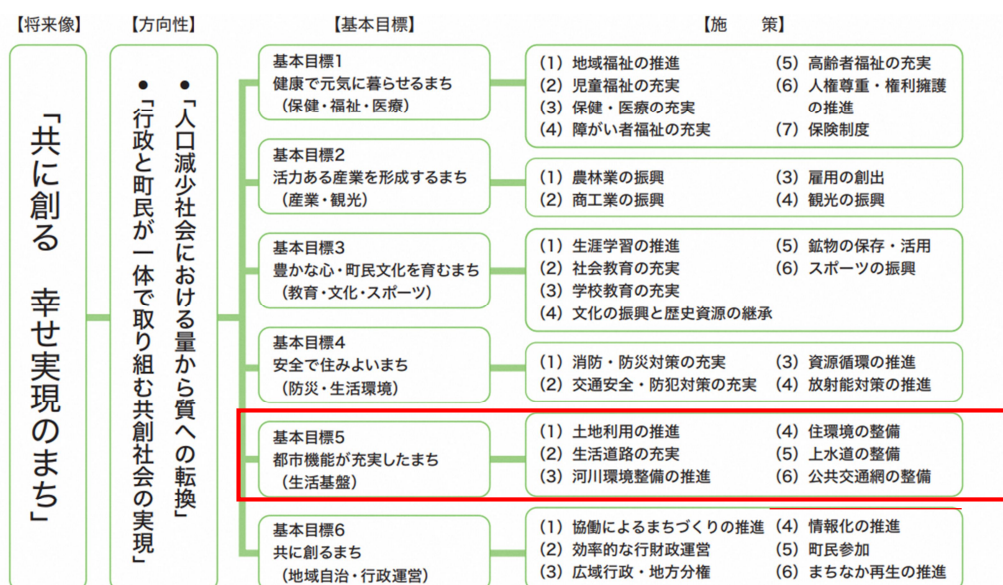
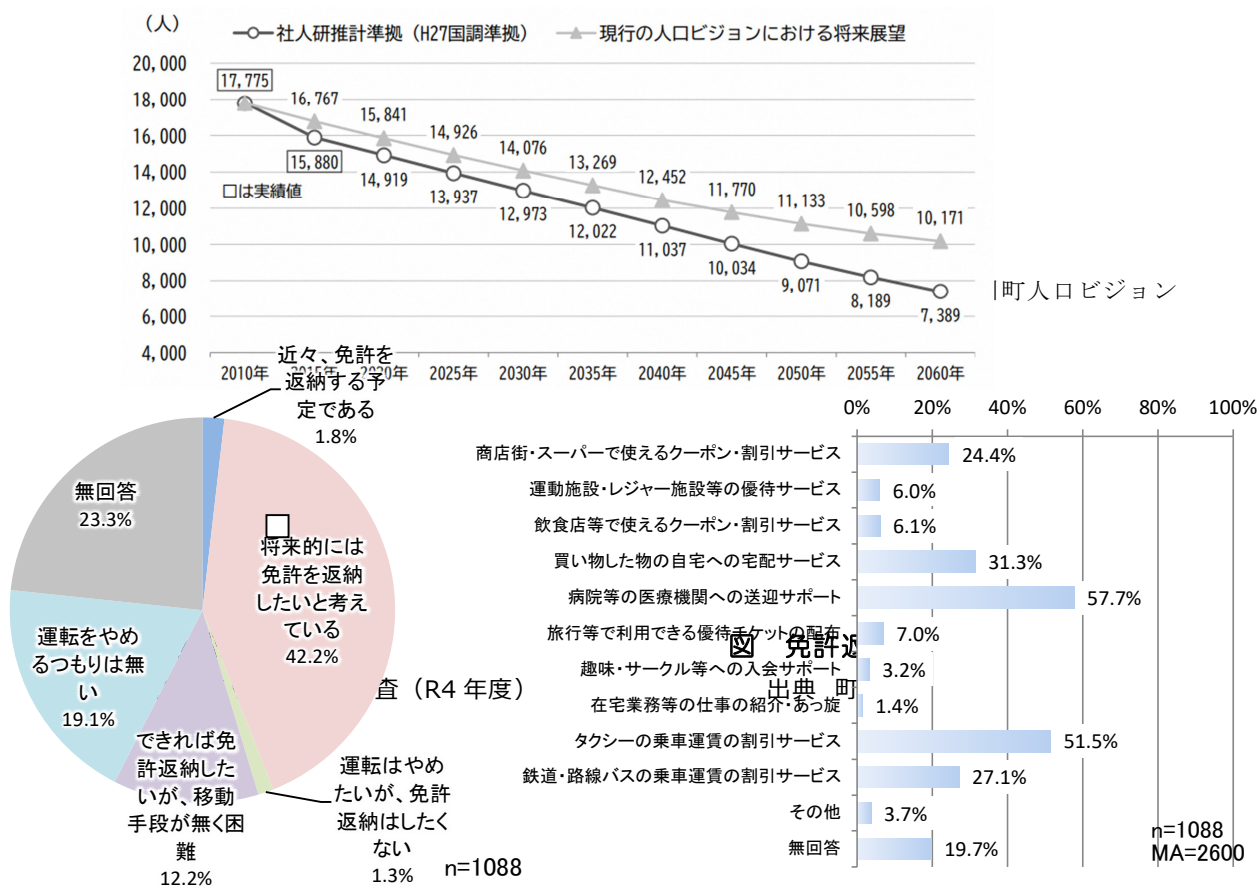


図 石川町第6次総合計画の将来像・方向性・基本目標・施策

### 3-2 課題2：少子高齢化への対応

- 「石川町人口ビジョン」における将来人口のシミュレーションによると本町の人口は、令和42年には約7,400人にまで減少することが見込まれ、高齢化率（65歳以上の割合）は、約46%となる推計結果が出ているなど、今後も少子高齢化が進展していくことが予測されている。
- 令和4年度に実施したアンケート結果によると、免許返納後の移動に対する不安を有すると回答した高齢者が1割以上存在しており、免許返納を希望していても代替の移動手段に不安を感じ、返納することが出来ない状況（＝やむを得ず自動車を運転する状況）におかれているものと考えられる。
- 免許の自主返納に求める支援としては、通院の送迎や路線バス・鉄道・タクシーの割引サービスなど日常交通に対するニーズが高く、これら高齢者のニーズを踏まえた環境づくりが求められる。



### 3-3 課題3:残存する交通不便地域

- 本町を運行する路線バスは石川営業所を中心に、国・県道に沿って運行する路線形態となっていることから、幹線道路沿線以外の住民はバス停までの距離を要し、バスを利用しにくい状況となっている。
- 路線バスは12路線が町内を放射状に運行する路線形態となっており、前計画策定時点と大きな変化はなく、その結果、「交通不便地域」が町内広範に残存している状況となっている。
- JR磐城石川駅の交通結節点を有し、比較的公共交通の利便性が高い石川地区とその他5地区における運行の格差が顕在化しており、「買い物支援ミニバス実証運行」結果を踏まえた新たな移動サービスの構築など、地域内の移動確保に向けた取組の推進が求められる状況となっている。

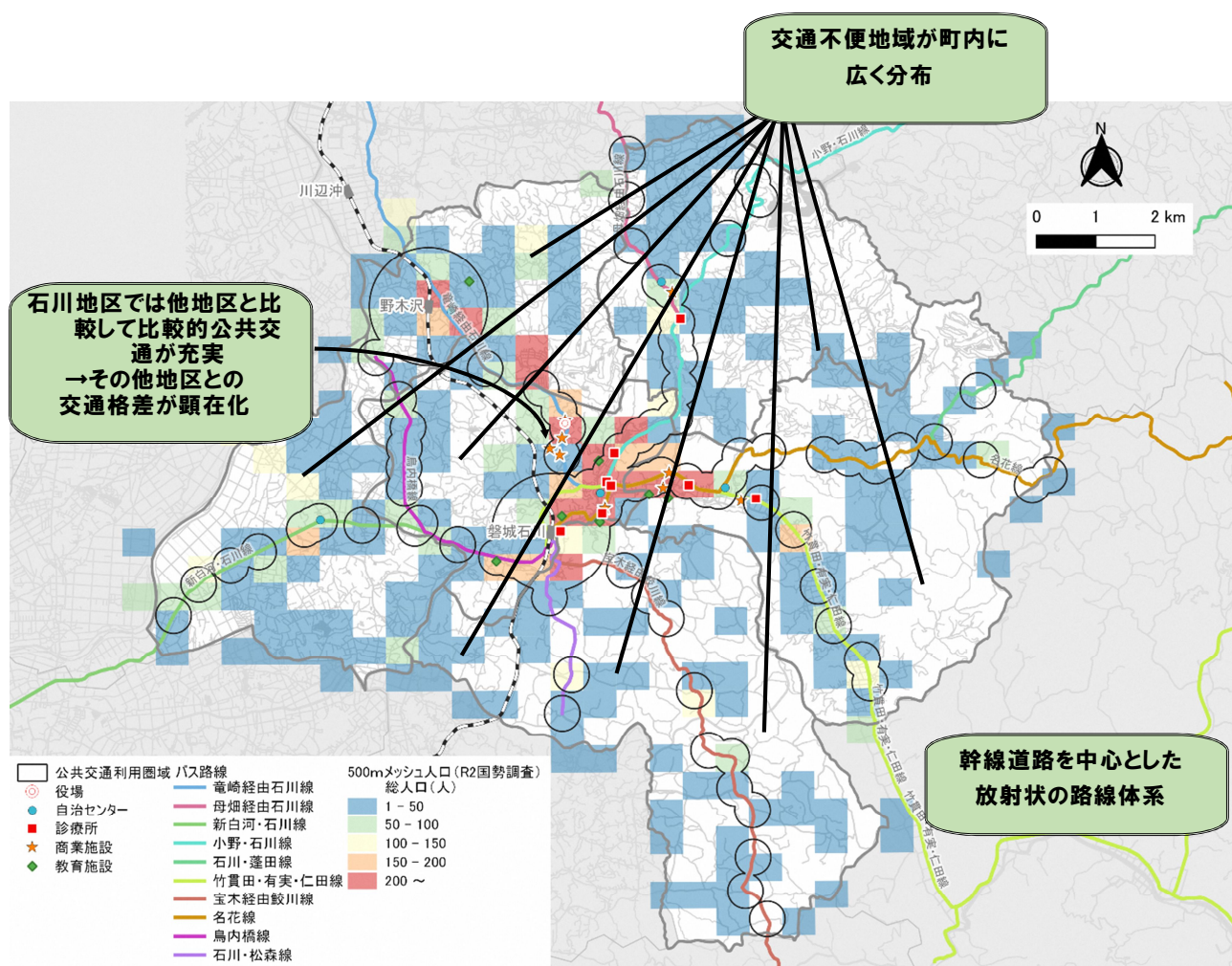


図 石川町の交通不便地域

### 3-4 課題 4: 公共交通機関同士の乗継利便性の向上

- 本町には鉄道、路線バス、タクシーなど、様々な交通サービスが運行しているものの、鉄道と路線バス、路線バス間など、公共交通機関同士の乗り継ぎ利便性が低く、地域公共交通がネットワークとして十分に機能していない状況にある。
- 町民アンケート結果では、乗り継ぎ・接続性に関し4割近くが不満又はやや不満と回答しており、鉄道、路線バスの接続確保による一体的な交通ネットワークの形成が求められている。

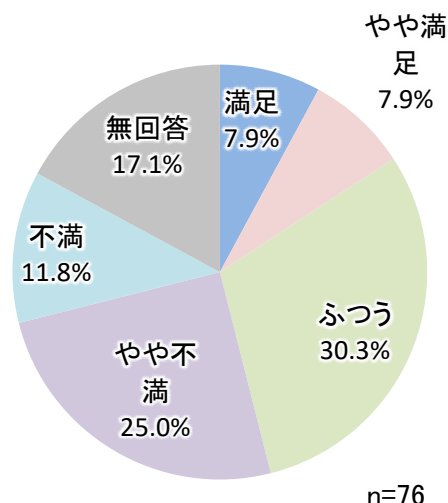


図 乗継・接続性に関する満足度

出典 町民アンケート調査 (R4 年度)

### 3-5 課題5: 地域の公共交通に対するニーズに対応した再編

- アンケート結果から、公共交通に対するニーズを分析すると、町民（高齢者）はタクシー運賃補助チケットやデマンド交通、高校生は通学交通の充実に対するニーズが高く、これらのニーズを勘案した公共交通の再編を検討する必要がある。

#### <町民（高齢者）>

#### <高校生>

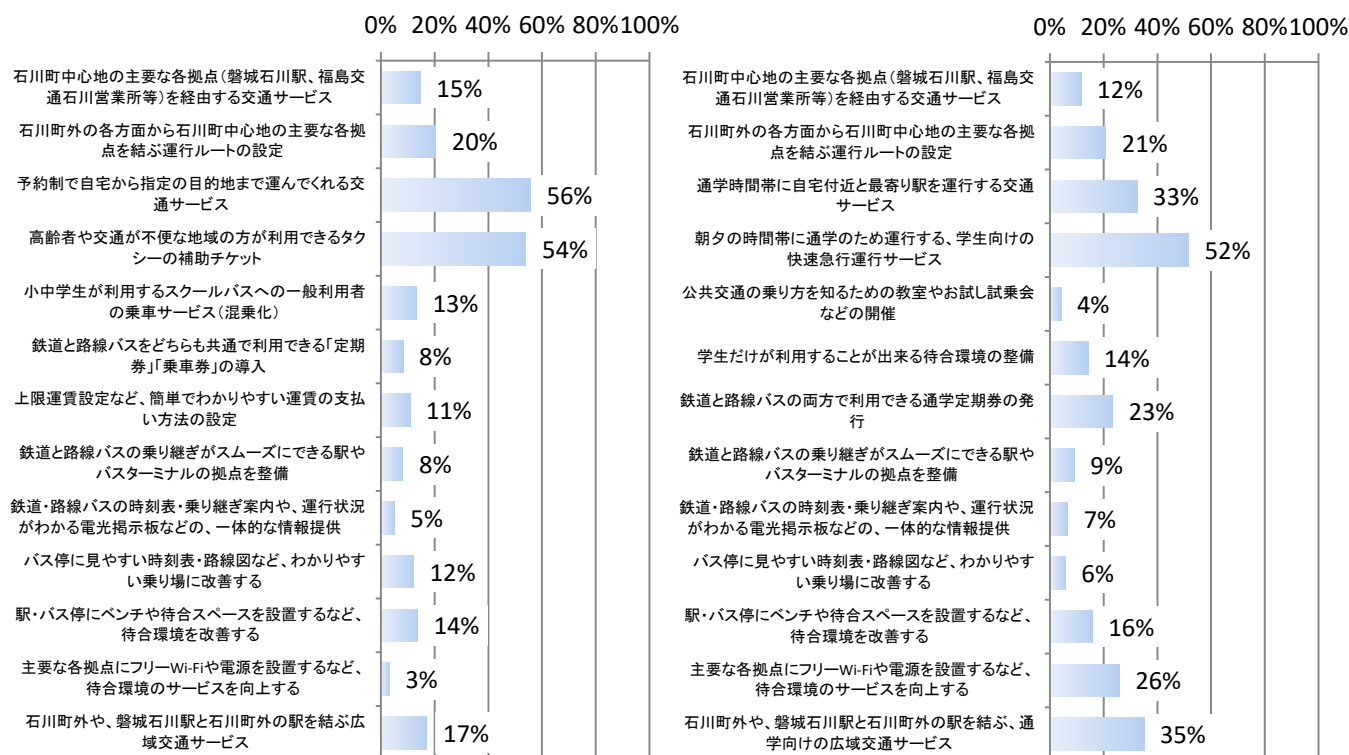


図 今後重要と考える交通サービス・施策

出典 町民アンケート調査 (R4 年度)

### 3-6 課題6:公共交通の情報提供・案内の充実化

- アンケート結果から、公共交通の認知度、情報発信の満足度が共に低いとの回答状況となっており、公共交通サービスに関する情報発信や案内の更なる充実化が求められている状況にある。

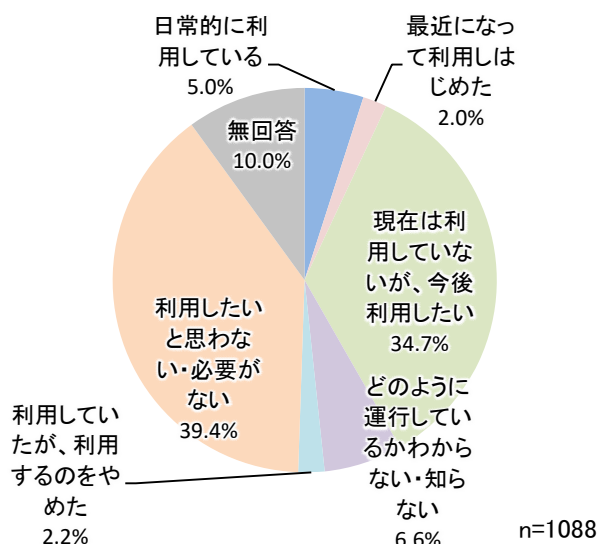


図 町民の公共交通の利用状況

出典：町民アンケート調査（R4年度）

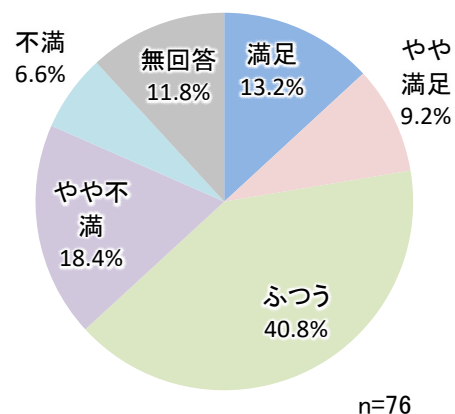


図 情報発信方法・わかりやすさの満足度

出典：町民アンケート調査（R4年度）

### 3-7 課題7:財政負担の増加

- 公共交通に対する町の財政負担は増加傾向で推移、路線バスの補助率も年々増加している状況となっており、運行効率化と利便性向上を両立しつつ、持続可能な交通体系を維持していくための改善方策が求められている状況にある。

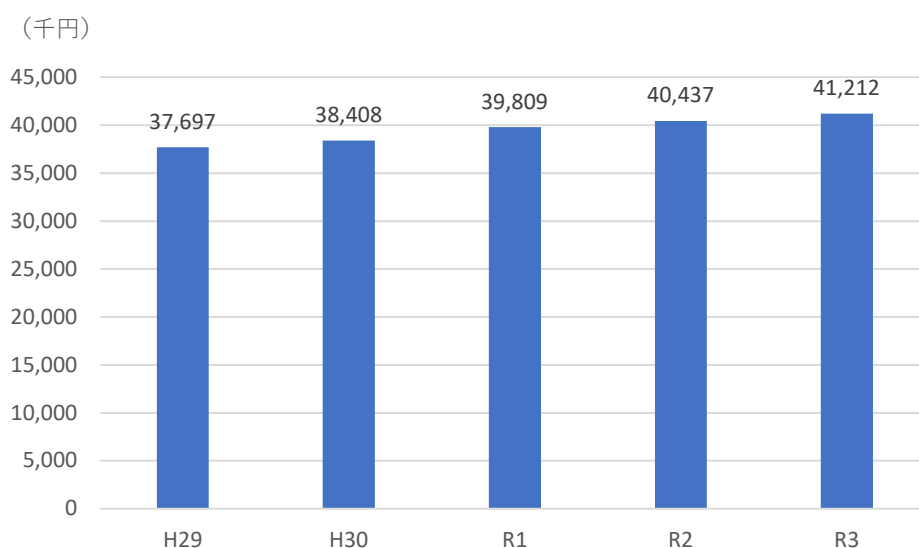


図 路線バスに対する補助（単独補助）

## 4. 計画の基本方針

### 4-1 本町の公共交通が目指す将来像

本町の公共交通における課題を解決し、将来的に持続可能な公共交通を維持・確保するため、基本理念と4つの基本方針を設定する。

#### 【基本理念】

「人口減少社会に対応した共創による持続可能な地域公共交通の実現」

- 「石川町第6次総合計画」に掲げる将来像「共に創る幸せ実現のまち」の実現に向けて、まちづくりの進展や社会情勢の変化による都市構造・都市機能の変化、地域の公共交通に対するニーズに対応した公共交通ネットワークを構築する。
- 本町の地域特性及び町民の移動特性・ニーズに対応した公共交通体系を構築するため、周辺市町村と連携した広域的な公共交通ネットワークの体制確保を図る。
- 将来的に持続可能な公共交通体系の構築に向けて、行政・交通事業者だけでなく、町民、地域、各種団体・機関等と連携・協働し、町全体が一体となり、地域における重要な移動手段としての公共交通を支え、育み、発展させていく仕組み・体制づくりを推進する。

#### 【基本方針】

- 基本方針1 まちづくりや広域連携と一体となった持続可能な交通体系の構築
- 基本方針2 地域に応じた交通システム導入
- 基本方針3 すべての人がわかりやすい・使いやすい交通環境の形成
- 基本方針4 様々な主体と協働・連携した共に創る交通まちづくりの推進
- 上記の基本方針により基本理念の達成を目指す。

## 4-2 計画の基本方針

### (1) まちづくりや広域連携と一体となった持続可能な交通体系の構築

町内はもとより須賀川市や白河市などの近接市町村への移動手段を確保するため、町民の日常生活における町内外の移動特性・ニーズ等を踏まえ、周辺市町村との広域的な連携による公共交通ネットワークの見直しを図ることにより、各交通体系が有機的に結びついた公共交通体系を構築する。

また、各交通体系の明確な役割分担により、効率的かつ効果的な交通体系を構築し、持続可能な公共交通の維持・確保を目指す。

### (2) 地域に応じた交通システムの導入

進展する人口減少と人口構造の変化に伴う免許返納者の増加といった社会情勢の変容による町民の移動ニーズの多様化や、交通不便地域の居住住民をはじめとした交通弱者に対応し、自家用車等が無くても、誰もが安心して外出でき、本町で生活し続けられる環境の構築に向けて、本町の特性に適した交通システムの導入を図る。

町の中心部や郊外部、山間部等の特性・ニーズに応じ、地域間で移動に対する格差が発生せず、公平な公共交通サービスを提供することにより、外出機会の創出に繋げる。

### (3) すべての人がわかりやすく・使いやすい交通環境の形成

初めて公共交通を利用する町民や、免許を返納した高齢者、町外からの通学者、来訪者等、誰でも迷わずにわかりやすく公共交通を利用できる環境と安全・安心な交通待合環境の整備を推進する。

地域公共交通の再編に伴い、ネットワークが変化する中で、公共交通がどのように運行しているのか「わからない」「知らない」「わかりづらい」ことのないよう、公共交通に関する案内や情報を発信し、周知・PRを図るとともに、利用促進に向けた取り組みを推進する。

### (4) 様々な主体と協働・連携した共に創る交通まちづくりの推進

将来的に持続可能な公共交通体系を構築するためには、交通事業者・行政の取り組みだけでは困難であることから、まちづくりや商業や観光、医療、学校等の地域づくりにかかわる様々な主体と協働・連携した取り組みが重要である。

行政をはじめ町民、事業者が一体となり、地域の重要な移動手段としての公共交通を支え、地域に根付き、地域とともにあり続ける公共交通を目指すため、多様な主体が共に創る「交通まちづくり」を推進する。

## 5. 公共交通の役割と方向性

町内の公共交通ネットワークの役割分担を行い、高品質サービスの提供（定時性・速達性・快適性）を実現する「幹線交通（広域幹線、地域間幹線）」を位置付けるとともに、交通不便地域を解消するため地域内の移動を確保し、幹線交通へ接続する「地域内交通」を定め、ネットワークを再構築する。

また、定時定路線型の乗合交通を導入できない地域については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用したデマンド交通を導入するほか、新規交通サービスを検討する。

上記「幹線交通」と「地域内交通」を有機的に結びつける交通拠点や主要拠点を「交通結節点」として位置づけ、まちづくり・観光振興と連動した整備を推進する。

表 各交通の位置づけ

| 階層      | 役割・サービスレベル                            | 交通     | 内容                                                                                                           | 範囲    |
|---------|---------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 広域幹線交通  | 一定頻度・運行本数を確保し高いサービス水準を維持・確保する交通       | 鉄道     | JR 水郡線                                                                                                       | 広域    |
| 地域間幹線交通 | 地域間を繋ぐ交通として、広域幹線交通に次ぐサービス水準を維持・確保する交通 | 路線バス   | 路線バス<br>竜崎経由石川線 母畑経由石川線<br>新白河・石川線 小野・石川線<br>石川・蓬田線 竹貫田線<br>有実線 仁田線<br>宝木経由鮫川線 名花線<br>島内橋線 <del>石川</del> 松森線 | 地域間   |
| 地域内交通   | 日常生活・暮らし続ける上で最低限必要なサービスを維持・確保する交通     | 路線バス   |                                                                                                              | 地域内   |
|         |                                       | デマンド交通 | おでかけミニバス（フィーダー補助系統）                                                                                          |       |
|         |                                       | タクシー   | 一般タクシー事業者                                                                                                    | 主に地域内 |
|         |                                       | その他    | 新規交通サービス（小需要に対応した交通、既存交通資源を活用した交通 等）                                                                         |       |
| 交通結節点   | 町内の交通拠点・まちづくりの中心となる施設を拠点化             | 交通拠点   | JR 磐城石川駅<br>JR 野木沢駅<br>福島交通(株)石川営業所                                                                          | —     |
|         |                                       | 主要拠点   | 石川町役場                                                                                                        | —     |

## ■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用したデマンド交通の位置付け

|        |                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役割     | 地域内の移動と公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消を担う交通であり、また、メガステージ石川や JR 磐城石川駅へのアクセス性の向上により、買い物支援の役割を担う重要な交通である。                     |
| 維持・確保策 | JR 水郡線や路線バスとの連絡を確保しながら、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を行う。                                                    |
| 必要性    | 公共交通空白地域等の解消と利用者要望を反映した公共交通体系の維持・確保のため、町の財政負担だけでは運行の維持が難しく、引き続き地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要がある。 |

## ■フィーダー補助系統に係る事業

デマンド交通運行サービスの見直し

### ①事業概要

デマンド交通については、実証事業の結果から既に一定の需要があり、高齢者の増加に伴い、今後利用者が増加することが見込まれる中で、路線バスやタクシーとの役割分担を図りながら、運行地域においては、広報等による定期的な周知により利用促進に向けた取組を実施するとともに、利用者アンケート等により利用者のニーズを的確に把握した上で、満足度の高い運行に向けたサービスの見直しを継続的に検討・実施する。

また、地域公共交通として地域内の移動と交通不便地域の解消を担う役割であるため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー補助）を活用し、財源の安定的な確保維持を目指す。

### ②実施主体

石川町、交通事業者

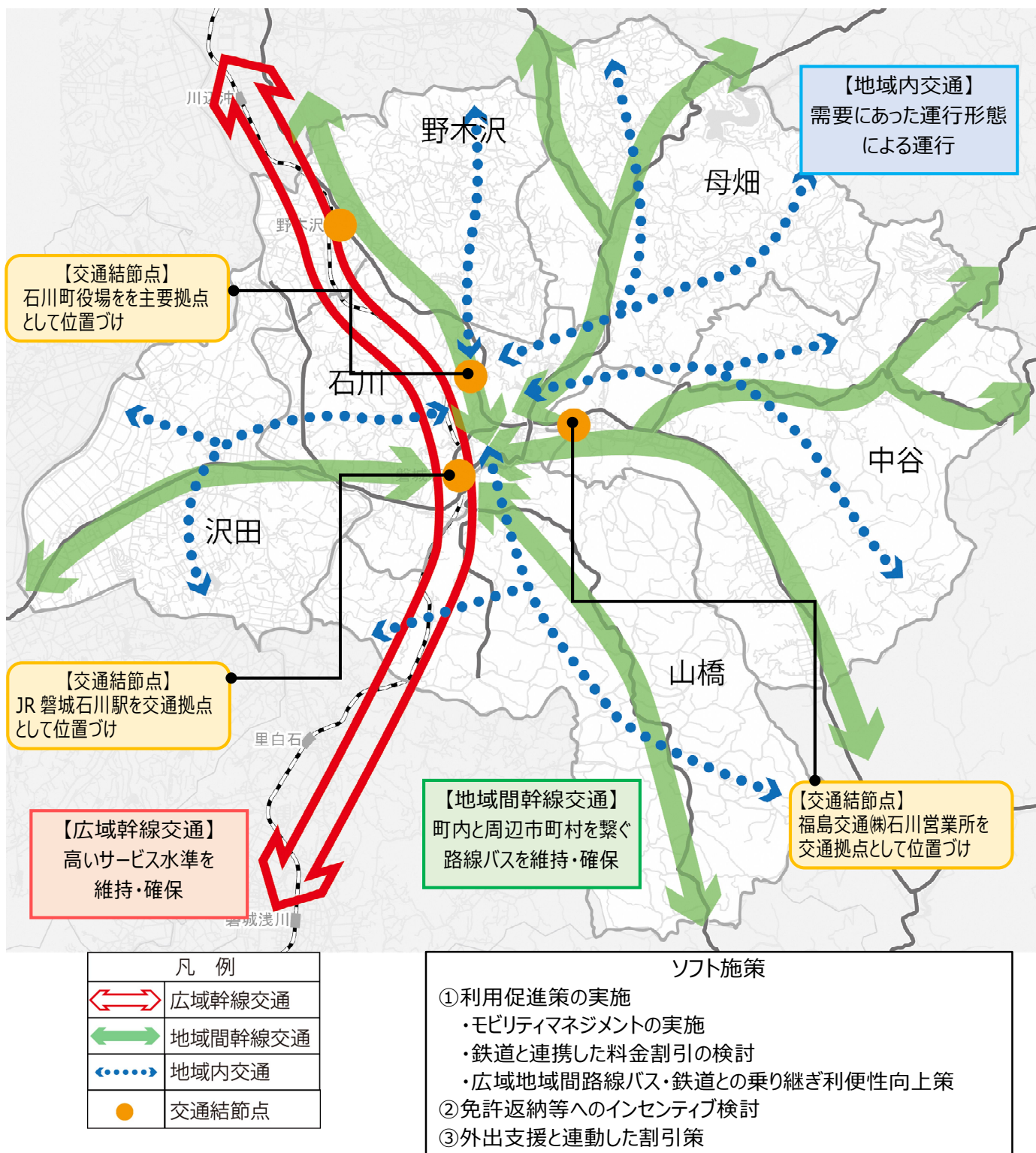
### ③実施時期

| 事業               | 実施項目       | 令和 7 年度                                                                              | 令和 8 年度                                                                               | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|
| デマンド交通運行サービスの見直し | 実証事業による調整  |  |                                                                                       |         |          |
|                  | 実施         |                                                                                      |  |         |          |
|                  | フィーダー補助の活用 |                                                                                      |  |         |          |

（現行のデマンド交通「おでかけミニバス」の事業概要及び実施主体）

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 路線名     | おでかけミニバス                   |
| 地区      | 沢田、野木沢、母畑、中谷、山橋            |
| 事業許可区分  | 自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条）     |
| 運行態様    | 予約制、乗合型                    |
| 実施主体    | 石川町（交通事業者へ委託）              |
| 補助事業の活用 | 福島県生活交通活性化補助金等（実証事業に対する補助） |

## ■ 石川町における公共交通ネットワークの将来イメージ



## 6. 計画の目標

計画の目標については、基本方針の達成に伴う『地域や地域住民への波及効果を計測する事』を基本に、次のとおり設定。

| 基本方針                                                | 目標値                                                  |                      |                |                        |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------|----------------|------------------------|
|                                                     | 指標                                                   | 現況                   | 目標<br>(R10 年度) | 評価手法                   |
| 基本方針 1<br>まちづくりや広域連携<br>と一体となった持続可<br>能な交通体系の構<br>築 | 公共交通運行カバー<br>率                                       | 53.4%<br>(R4)        | 70%            | 国勢調査メッ<br>シュ人口より<br>計測 |
|                                                     | 民間路線バスの年間<br>利用者数                                    | 122,308 人<br>(R7)    | 114,969 人      | 実績値                    |
|                                                     | デマンド交通の年間<br>利用者数                                    | 2,023 人<br>(R7)      | 2,600 人        | 実績値                    |
|                                                     | 交通システムの運行<br>に対する町負担額                                | 90,784,868 円<br>(R7) | 95,091,998 円   | 実績値                    |
|                                                     | 交通システムの収支<br>率                                       | 17%<br>(R7)          | 16%            | 実績値                    |
| 基本方針 2<br>地域に応じた交通シ<br>ステム導入                        | 町民の公共交通の利<br>用率                                      | 7.0%<br>(R4)         | 13.0%          | 町民アンケート                |
| 基本方針 3<br>すべての人がわかりや<br>すい・使いやすい交通<br>環境の形成         | 公共交通施策の認<br>知度<br>(どのように運行しているか<br>わからない割合の減少)       | 6.6%<br>(R4)         | 5.0%           | 町民アンケート                |
|                                                     | 情報発信方法・わか<br>りやすさの満足度 (不<br>満を感じる割合の減少)              | 25.0%<br>(R4)        | 20.0%          | 町民アンケート                |
| 基本方針 4<br>様々な主体と協働・<br>連携した共に創る交<br>通まちづくりの推進       | 地域協働事業の実<br>施件数<br>(地域公共交通の<br>利用方法についての<br>説明会開催件数) | 2 回<br>(R4)          | 5 回            | 1 回/年以上を<br>目標         |

## 7. 目標を達成するために行う事業及び実施主体

各事業の取組内容と事業主体は以下のとおりとする。

| 基本方針                                    | 取組                                 | 実施主体         |          |      |       |        |
|-----------------------------------------|------------------------------------|--------------|----------|------|-------|--------|
|                                         |                                    | ◎実施主体<br>○連携 |          |      |       |        |
|                                         |                                    | 石川町・協議会      | 地域・交通事業者 |      |       |        |
|                                         |                                    |              | 住民等      | 地域団体 | 交通事業者 | その他事業者 |
| 基本方針 1<br>まちづくりや広域連携と一体となった持続可能な交通体系の構築 | ・交通事業者と連携した運行改善に向けた見直し検討・実施        | ◎            |          |      | ◎     |        |
| 基本方針 2<br>地域に応じた交通システム導入                | ・町内各地域から拠点となる石川地区へのアクセスを確保する新規交通運行 | ◎            |          |      | ◎     |        |
|                                         | ・交通結節点間の回遊性を高める交通の導入検討             | ◎            |          |      | ◎     |        |
|                                         | ・タクシーチケット補助制度の実施                   | ◎            |          | ○    | ○     | ○      |
| 基本方針 3<br>すべての人がわかりやすい・使いやすい交通環境の形成     | ・公共交通情報の発信                         | ◎            |          |      | ○     |        |
|                                         | ・交通結節点の改善                          | ◎            |          |      | ○     |        |
|                                         | ・町内で利用できる企画乗車券の導入検討                | ◎            |          |      | ○     | ○      |
|                                         | ・免許返納者を対象とした支援策導入                  | ◎            |          |      | ○     | ○      |
| 基本方針 4<br>様々な主体と協働・連携した共に創る交通まちづくりの推進   | ・住民と連携・協働に向けた対話の場づくり               | ◎            | ◎        |      | ○     |        |
|                                         | ・健康・福祉等の各施策と連携した取り組み               | ◎            |          | ○    | ○     | ○      |
|                                         | ・モビリティマネジメントの実施                    | ◎            | ○        |      | ○     |        |

## 7-1 基本方針1:まちづくりや広域連携と一体となった持続可能な交通体系の構築

### (1) 交通事業者と連携した運行改善に向けた見直し検討・実施

本町は周辺市町村を結ぶ要衝としての地域特性を有していることから、本町の将来像の実現のみならず、周辺市町村と一体的な運行の実現に向け、利用者数や利用状況などの各種ニーズや、交通事業者の意向、費用負担等を踏まえ路線バスの再編を図り、町内外の地域間交流・連携の活性化に寄与するネットワーク形成を図る。

#### ■スケジュール（予定）

| R5            | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|---------------|----|----|----|----|-----|
| 適宜検討・交通事業者と協議 |    |    |    |    |     |

## 7-2 基本方針2:地域に応じた交通システム導入

### (1) 町内各地域から拠点となる石川地区へのアクセスを確保する新規交通運行

町内の「交通不便地域」を対象に、事前登録、定時型運行・乗降箇所設定による予約型交通サービス等の導入に向け検討を進める。

予約型交通サービスは、令和4年12月より実施している実証運行を基に、年齢・免許有無・居住地の設定など運行・利用条件や地域ニーズについて、引き続き実証運行を通じて検討を進め、事業性や行政負担を勘案しつつ、持続可能な運行方法を構築した上で本格運行に繋げる。

さらに、利用者確保に向けた利用促進PRについても、交通事業者や商業施設等と連携しながら積極的に実施する。

#### ■スケジュール（予定）

| R5   | R6 | R7 | R8 | R9  | R10 |
|------|----|----|----|-----|-----|
| 実証運行 |    |    |    | 本運行 |     |

### (2) 交通結節点間の回遊性を高める交通の検討

駅や役場など中心部に位置する交通結節点間の回遊性向上に向け、既存路線バスの見直しや既存交通資源による対応、新規交通の運行など、事業性や行政負担を勘案しながら最適な運行方法を検討し、導入に向けて取り組む。

#### ■スケジュール（予定）

| R5         | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|------------|----|----|----|----|-----|
| 適宜検討・協議・実施 |    |    |    |    |     |

### (3) タクシーチケット補助制度の実施

「路線バスの再編」や「予約型交通サービス」でも対応できない地域住民がいることが想定されることから、町内・町外への必要最低限の外出ができるよう、令和2年度より実施しているタクシーチケットの補助サービスを継続的に実施する。

#### ■スケジュール（予定）

| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|----|----|----|----|----|-----|
| 実施 |    |    |    |    |     |

### 7-3 基本方針3:すべての人がわかりやすい・使いやすい交通環境の形成

#### (1) 公共交通情報の発信

公共交通の運行ルートや運行ダイヤ、バス停位置などの各種情報について、交通事業者と連携して広く周知する。周知にあたっては紙媒体での発信に加えインターネットで配信するなど、世代に関わらず情報を取得しやすい環境を構築する。

##### ■スケジュール（予定）

| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|----|----|----|----|----|-----|
| 実施 |    |    |    |    |     |

#### (2) 交通結節点の改善

交通結節点となるJR 磐城石川駅等の待合環境について、乗降者数等の利用実態や高校生をはじめとした利用者のニーズを把握し、すべての人が快適かつ安全に公共交通を待つことができる環境の確保に向けた改善を実施する。

##### ■スケジュール（予定）

| R5    | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|-------|----|----|----|----|-----|
| 協議・調整 | 実施 |    |    |    |     |

#### (3) 町内で利用できる企画乗車券の導入検討

利用者にインセンティブのある交通サービスの提供による利用促進及び新規利用者の確保に向け、交通事業者や町内商工会などと連携した割引企画乗車券サービス等の導入を検討・協議する。

##### ■スケジュール（予定）

| R5 | R6 | R7    | R8 | R9 | R10 |
|----|----|-------|----|----|-----|
|    |    | 検討・調整 | 実証 |    | 実施  |

#### (4) 免許返納者を対象とした支援策の導入

免許返納を希望している高齢者の、返納後の移動に対する不安を軽減し、スムーズな免許返納を促すことを目的に、既存の免許返納サービス（免許返納者へのタクシーチケット補助）の継続や新たな支援サービス（町が新たに運行する移動サービスとの連携、交通事業者と連携した高齢者支援策等）の導入を推進する。

##### ■スケジュール（予定）

| R5    | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|-------|----|----|----|----|-----|
| 検討、実施 |    |    |    |    |     |

## 7-4 基本方針4:様々な主体と協働・連携した共に創る交通まちづくりの推進

### (1) 住民と連携・協働に向けた対話の場づくり

住民の公共交通の認知度向上や意識の醸成を図るため、公共交通について考える対話の場をつくり、地域と行政が共創して公共交通の改善に繋がる取り組みを推進する。

#### ■スケジュール（予定）

| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|----|----|----|----|----|-----|
| 実施 |    |    |    |    |     |

### (2) 健康・福祉・観光等の各施策と連携した取り組み

住民や町外からの来訪者が利用したいと思える公共交通を目指し、「観光施設やイベントと連携したパッケージサービスの展開」、「まち歩きを促す企画・商品等のサービスの展開」、「商業施設と連動したパッケージサービスの展開」など、観光イベントや健康・福祉施策等と交通が連携した施策を推進する。

また、医療機関や小中学校等と連携するなど、利用者のニーズを勘案した、より効率的な運行を検討する。

#### ■スケジュール（予定）

| R5    | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|-------|----|----|----|----|-----|
| 検討・調整 | 実証 |    |    |    | 実施  |

### (3) モビリティマネジメントの実施

地域、住民や企業等が自発的に公共交通を利用できる仕組みづくりに向け、各種公共交通の運行状況や利用方法の周知、広報を活用した定期的な情報発信など、公共交通に関する各種情報発信を実施することにより、公共交通に対する意識の醸成や利用促進を図る。

#### ■スケジュール（予定）

| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|----|----|----|----|----|-----|
| 実施 |    |    |    |    |     |

## 8. 計画の推進体制

### 8-1 関係する主体と基本的な役割

本計画の推進に際しては、行政や交通事業者、町民、関係機関等が一体となって取り組むと同時に、必要に応じて外部団体等の助言・補助等による客観的な視点を加えながら、取り組む。

表 関係する主体と基本的な役割

| 区分   | 主体             | 役割                                                 |
|------|----------------|----------------------------------------------------|
| 石川町  | 町民             | 交通サービスの享受だけではなく、主体的に公共交通に関わり、他の主体とともに連携・協働し取り組む。   |
|      | 行政             | 計画全体のコーディネート役として、管理を行うとともに、公共交通の維持・改善の取り組みを行う。     |
|      | 交通事業者          | 事業経営・交通運営の主体として、路線・ダイヤ・運行形態等の検討を行うとともに、情報提供・発信を行う。 |
|      | 関係機関           | 行政や交通事業者等と連携した取り組みの検討を行う。                          |
| 外部団体 | 有識者            | 本計画に示す施策・事業の実施方針等について助言を行う。                        |
|      | 国・県            | 全体的な統括の視点から、計画の推進について、助言等を行うとともに、監査的な判断を行う。        |
|      | 道路管理者<br>交通管理者 | 道路行政の視点から公共交通運営の正当性・妥当性について判断する。                   |

### 8-2 推進・管理体制

本計画は下表に示す推進・管理体制の下、計画全体の推進及び事業の進捗状況等について適切に管理し、着実な遂行を図る。

表 推進・管理体制

| 推進管理体制              | 構成員                          | 役割                                       |
|---------------------|------------------------------|------------------------------------------|
| 石川町地域公共交通活性化協議会     | 石川町、町民代表、交通事業者、道路管理者、庁内関係課、他 | 短期的な見直し・改善や中・長期的なプロジェクトの検討等を継続的に実施する。    |
| 石川町地域公共交通活性化協議会専門部会 | 石川町、交通事業者、庁内関係課、他            | 活性化協議会の下部組織として、専門的な知見から協議し、円滑な事業実施を検討する。 |
| 庁内検討部会              | 石川町関係各課                      | 上位・関連計画に示す事業と公共交通における事業との整合を図る。          |

### 8-3 実施計画の検討・策定

本計画に基づき、設定した施策を展開するにあたり、交通事業者等と詳細な協議・調整のもと、各事業の設計図となる「地域公共交通再編実施計画」を策定し、本町における地域公共交通の再編を図る。

### 8-4 施策の推進方法

本計画全体の推進については、各事業の達成状況について継続的にモニタリングを行い、PDCA サイクル（計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）の循環検討手法）の考え方にに基づき、検証する。

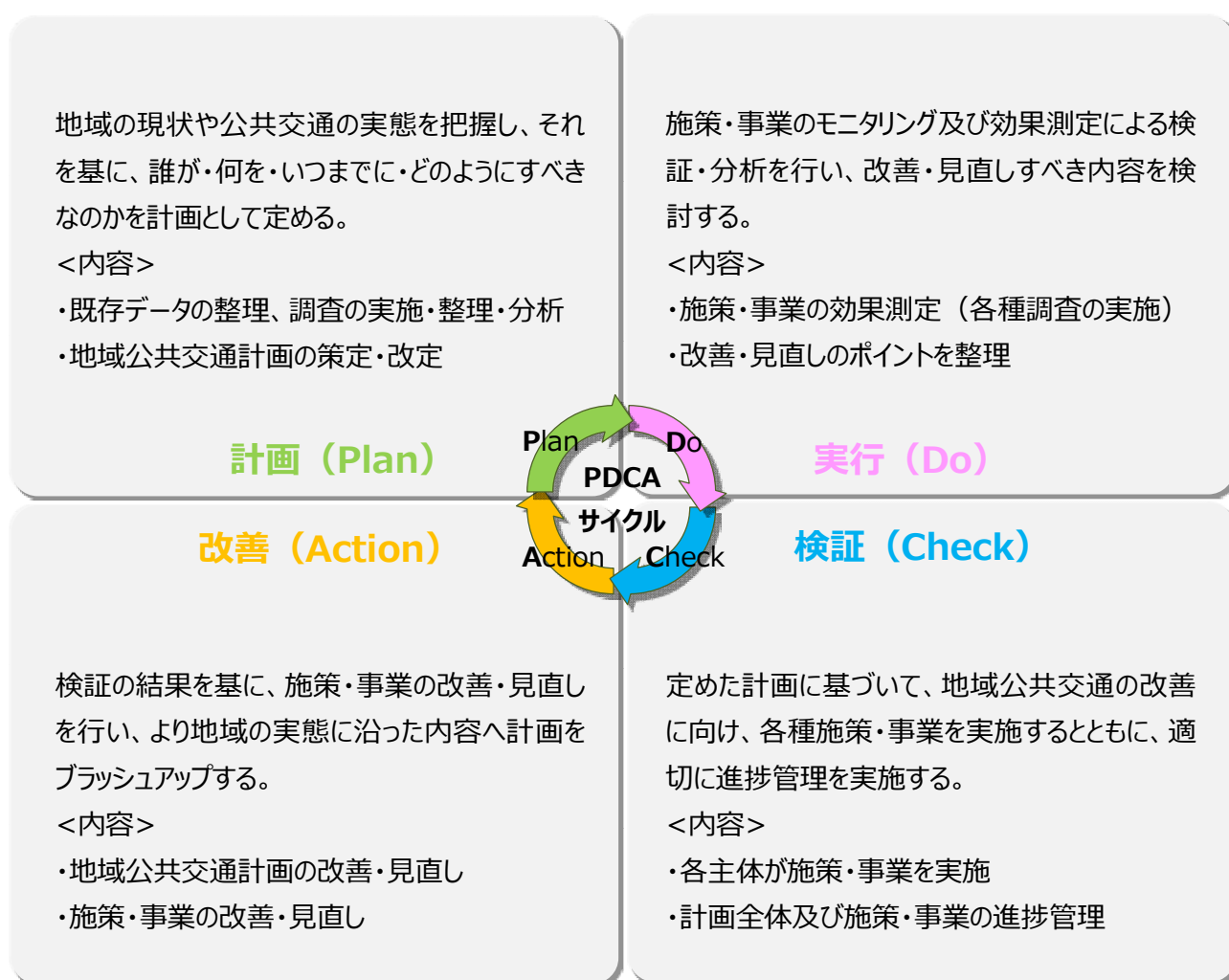


図 PDCA サイクルイメージ図